

学生向け 生成AI 利用ガイドライン

近年、ChatGPTをはじめとする生成AIの利用が急速に広がり、大学における学修や研究においても利活用の機会が増えており、利便性や生産性の向上が期待される一方で、生成AIには誤情報やバイアス、著作権・個人情報の問題などのリスクも存在します。

本ガイドラインは、学生が生成AIを適切に利用し、自らの学修を主体的に深めるための基準を示すものです。

1. 基本原則

- 生成AIの出力をそのままレポート等に使用してはいけません。
生成AIの回答をそのまま提出する行為は、学修の本質である主体的な学びを損なうため不適切です。
また、生成AIの出力には誤情報や無断利用された著作物が含まれる場合があり、著作物を無断で利用することは剽窃となる恐れがあります。
- 授業の資料や研究データなどに含まれる個人情報、機密情報、未公開情報を生成AIに入力してはなりません。
生成AIによっては入力内容がその学習に利用され、第三者への出力に含まれる場合があります。
- 生成AIを利用した場合は、そのことを必ず明記してください。
文献・資料の引用と同様に、利用した生成AIの名称・利用日・利用目的・利用箇所等をレポート末尾や脚注に記載してください。
自分の提出物の内容の責任は、最終的に自分自身にあります。
- 授業ごとの指示に従ってください。
授業によっては、生成AIの利用が制限されたり、完全に禁止されることがあります。授業担当教員の指示に従ってください。

2. 利用にあたっての注意点

(1) 学修との関係・評価について

- 生成AIの生成物をそのまま成果物として提出してはいけません。不正行為になる恐れがあります。
- 生成AI利用時は、生成AIの名称・利用日・利用目的・利用箇所等の明記が必要です。
- 生成AIの利用を禁じた小テスト・口述試験など、追加的な評価手法が導入される場合があります。

(2) 技術的限界・誤情報

- 生成AIが出力する情報には虚偽や誤りが含まれる可能性があるため、必ず自分で確認・裏付けを行ってください。

(3) 個人情報・機密情報の扱い

- 生成AIによっては入力内容が学習に利用され出力に含まれる場合があるため、授業の配布資料や研究データなどに含まれる個人情報、機密情報、未公開情報を生成AIに入力してはなりません（例：個人名、学籍番号、住所・連絡先、実験対象者の個人情報、実習先・訪問先の情報等）。
- 生成AIサービスの利用規約をよく確認してください。

(4) 著作権

- 他者の著作物を生成 AI へ入力して生成物を利用する際には、著作権法に反しないよう注意してください。著作物の入力は原則として著作権者の許諾が必要です。

3. 利用が想定される場面（適切な利用例）

以下のような「学修を補助する目的」での生成 AI の利用が考えられます。

- ブレインストーミング（論点整理、アイデア出し）
- 文献調査の補助（ただし内容は必ず自分で検証する）
- 文章構成や表現の改善など文章作成補助
- 用語や概念の基礎的説明の確認
- 翻訳補助
- プログラムコードの改善やデバッグのヒント
- プロンプトの工夫を通じた生成 AI の仕組み理解

など。ただし、最終的な内容の正確性判断・考察・文章化は学生自身が行うことが必須です。

参考資料：

文部科学省高等教育局「大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて」（令和5年7月13日）

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2023/mext_01260.html

教員向け 生成AI 利用ガイドライン（授業運営、学修評価）

ChatGPTをはじめとする生成AIは急速に発展し、大学教育において学修支援、教材作成、事務の効率化など幅広い活用可能性を持つ一方、誤情報、著作権、個人情報、学修評価の妥当性など多くの課題も指摘されています。

本ガイドラインは、本学における授業運営・学修評価において、生成AIを適切に扱うための基本方針を示すものです。

1. 基本方針

1. 学生の主体的な学びを損なわないことを最優先とする。
AIの出力をそのまま成果物として提出することは学修の本質に反し、不適切である。
2. 授業ごとに生成AI利用の可否・範囲を明示する。
生成AIの利用によってレポート等を作成することが考えられるため、教員が生成AI利用の明確な方針を示すことが望ましい。
3. 生成AIの利用にはリスクがあることを前提に、教育的観点から適切な対策を講じる。
誤情報・偏った情報・著作権・個人情報・機密情報の扱いについて教員自身が理解し、授業に反映する。

2. 授業における留意点

(1) 生成AI利用ルールの明示

初回授業で次の内容を可能な限り明示してください。

- 生成AIの利用をどの程度まで認めるか（「禁止」も含む）
- （利用を認める場合）利用可能な具体的場面（例：構成案作成は可、本文作成は不可等）
- （利用を認める場合）利用した場合の記載方法（生成AIの名称・利用日・利用目的・利用箇所等）

(2) 評価方法の工夫

文部科学省は、生成AI利用を前提とした新たな評価手法の必要性を指摘しています。

例えば次のような併用が想定されます。

- 口述試験
- 授業内小テスト
- 生成AI利用部分と学生自身の考察部分の区別を明確にさせる

(3) 学生への倫理教育

生成AIの限界とリスクを学生に理解させることが大切です。

- 誤情報やバイアスの存在
- 出力内容の真偽確認の必要性
- 著作権と剽窃のリスクの存在
- 個人情報や機密情報を入力禁止

(4) 技術的・法的リスクへの対応

- 誤情報・バイアス：生成AIの回答には虚偽・バイアスが含まれる可能性があるため、学生には出力の裏付けを求め、教員自身も教材作成時は確認作業を行ってください。
- 個人情報・機密情報：生成AIによっては入力内容が学習に利用され、第三者への出力に含まれる場合があるため、研究データ、学生の個人情報、内部資料、未公表データを生成AIに入力してはいけません。

- 著作権：他者の著作物を生成 AI に入力する際は著作権侵害の可能性に十分注意してください。
授業内の利用は著作権法第 35 条により一定範囲で許容されます、学外公開（例：Web 掲載）は許諾が必要となります。

3. 生成 AI の教育的活用が有効な場面例

文部科学省が示す利活用例を踏まえ、次のような場面では生成 AI の利用が教育効果の向上に寄与し得ます。

- ブレインストーミング、論点整理
- 情報収集支援
- 文章構成や表現の改善など文章作成補助
- 翻訳の補助
- プログラミングの補助
- 教材のたたき台作成や例示案の作成など。

参考資料：

文部科学省高等教育局「大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて」（令和 5 年 7 月 13 日）

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2023/mext_01260.html